

吉岡町長等交際費の支出基準及び支出状況の公表に関する要綱

平成29年3月21日

訓令第21号

改正 平成29年7月3日訓令第35号

平成30年1月5日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な町政の推進のため、町長、副町長及び教育長（これらを代理する者を含む。以下「町長等」という。）が町を代表して外部の個人又は団体と交際する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は当該各号に定める支出とする。

- (1) 会費 会合、研修会、懇親会等への参加に係る支出
- (2) 懇談費 町政の振興に資する意見交換、情報収集等を行う場合に支出
- (3) 慶祝費 町政の振興に関わる団体及び個人の慶事、祝賀会、竣工式等に出席する場合に支出
- (4) 渉外費 外部との意見交換、折衝又は謝礼等に必要な支出
- (5) 弔慰費 町政に尽力のあった者の弔事に係る支出
- (6) 見舞金 町政と密接な関係にある者への見舞に係る支出
- (7) 激励金 本町の公益性や名声を高める団体及び個人を激励する場合に支出
- (8) その他 町長が町政遂行上特に外部との交際を要すると認める場合に支出

(支出基準)

第3条 前条に規定する交際費の支出にあたっては、社会通念上妥当と認められる範囲内で、目的、内容、相手方等を十分に勘案し、必要最小限となるよう努めなければならない。

2 交際費の支出条件及び支出金額の基準は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(公表する内容)

第4条 交際費の支出状況の公表（以下「交際費の公表」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとし、その内容は当該各号に定めるものとする。ただし、町長等が相手方の権利利益の保護に配慮する必要があると認める場合は、公表しないものとする。

- (1) 支出年月日 交際費を支出した日
- (2) 支出区分 交際費支出基準に基づく区分
- (3) 支出金額 支出した交際費の額
- (4) 支出内容 支出した交際費の内容

(公表の時期及び方法)

第5条 交際費の公表は、四半期毎に行うものとし、四半期分を翌月の末日までに行うものとする。

2 交際費の公表の方法は、吉岡町ホームページへの掲載により行うものとする。

(改正)

第6条 この基準については、常に社会通念に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済状況の変化、町政運営状況等に応じて見直しを行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年訓令第35号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	対象	内容	金額等	
会費	加入団体及び開催者	構成員として支出する会費及び各種団体の行事、総会、大会等への参加費用	会費相当額	
懇談費	町政の振興に関わる団体及び個人	各種会議での懇親会及び意見交換、情報収集の為の懇談会等の経費	相当額	
慶祝費	町政の振興に関わる団体及び個人	祝賀会、記念式典	1万円以内	
		落成式、竣工式、起工式	5千円以内	
渉外費	町政執行において外部機関等との交際、表敬訪問等をする場合の団体及び個人	外部との意見交換、折衝に必要となる土産等の経費	相当額	
		各種団体等	地域の慰霊祭、祭典等に係るもの	1万円以内
			文化行事及びスポーツ大会等に係るもの	5千円以内
		地域団体等	地域における夏祭り、運動会、敬老会等に係るもの	5千円以内
弔慰費	町政関係者	町政に功績のあった者の弔事に関する経費	別表第2に定める額	
見舞金	町政関係者 (2週間以上の入院加療に限る。)	議会議員(本人、配偶者、子、父母)	1万円以内	
		公職者等で町政執行上町長等が特に必要と認めたもの	1万円以内	
激励金	町の公益性や名声を高	町費からの助成若しくは補	1万円以内	

	める宣伝及び活動内容に功績があると認められる団体及び個人	助又は交付金がなく、町民が全国レベル以上の大会に出場する場合	
		その他の大会行事等	社会通念上妥当と認められる範囲内で、その内容及び成績を勘案した額
		町政執行上町長等が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記のいずれにも属さない場合	町政執行上町長等が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額

別表第2 (第3条関係)

対象者			香典	備考
議会議員	現職	本人	1万円	
		親族	1万円	配偶者、実父母、同居の父母、子
	元職	本人	1万円	元職すべて
各種委員	現職	本人	1万円	監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、民生委員児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談委員、消防団員(分団長以上)
		親族	5千円	配偶者、父母、子(町内に住所を有する者で同居のものに限る)
	元職	本人	5千円	退職後5年以内で町内に住所を有する者に限る
特別職	現職	本人	2万円	
		親族	1万円	配偶者、実父母、同居の父母、子
	元職	本人	1万円	元職すべて
職員	現職	本人	1万円	
		親族	1万円	配偶者、実父母、同居の父母、子
	元職	本人	5千円	退職後10年以内で町内に住所を有する者に限る
町と関係のある国 県等の要職者等	本人	1万円以内	現職に限る	
町と関係のある国 会議員、県議会議 員、他市町村議会議 員等	本人	1万円以内	現職に限る	
町と関係のある他 市町村長	本人	1万円以内	現職に限る	
満100歳以上の 町民	本人	5千円以内		

その他	本人	1万円以内	公益法人、各種団体の長、その他特に必要と認める場合
-----	----	-------	---------------------------